

## 高等学校等就学支援金について

独立行政法人国立高等専門学校機構

### 1. 制度の概要

高等学校等就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

国立高等専門学校（第1学年～第3学年）の学生で定められた所得判定基準（年収910万円程度）未満の世帯が就学支援金支給の対象となり、月額9,900円（年額118,800円）が支給されます。支給期間は、原則として通算36月です。なお、保護者等（学生の親権者等）の所得に応じて就学支援金の加算または、未支給となることがあります。

### 2. 就学支援金支給額（国立高等専門学校の場合）

※授業料は、年間234,600円（月額換算19,550円（a））です。

令和2年7月以降の所得判定基準等

＜所得判定基準＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額（※） （保護者等合算額）	就学支援金支給額(b)	授業料本人負担額 (a)-(b)
30万4,200円以上	月額0円（支給なし）	月額19,550円
15万4,500円以上～30万4,200円未満	月額9,900円（一律支給のみ）	月額9,650円
0円（非課税）～15万4,500円未満	月額19,550円（加算額9,650円）	月額0円

※6%は市町村民税の標準税率（標準税率との関係で、調整控除の額について指定都市の場合は調整（3/4）を乗じる）が必要。

※調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と所得税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除。

※就学支援金は学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません。学校が学生本人に代わって国から就学支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額分については学生本人に負担していただくことになります。（上図参照）

※保護者等全員（父母両方（収入が無くても必要）の所得判定基準で判定します。ご自身の課税標準額などはマイナンバーポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

※国外居住等で保護者等全員の所得が判定できない場合、加算は受給できません（国内在住者のみで判定し、基準の範囲内であれば一律支給9,900円を受給）。

※申請時点で所得超過の場合であっても、途中で保護者等（所得確認対象者）の変更（離別）・税額の更正等あった場合は、年の途中で申請いただくことも可能です。

※就学支援金は所得判定基準により支給されるため、保護者等の失職、倒産等家計急変したときにすぐ反映されない場合があります。その場合でも、本制度とは別に、家計急変支援金制度の対象となる場合があります。詳しくは学校の担当窓口にお問い合わせください。

### 3. 就学支援金制度の諸注意

○就学支援金の所得確認は、原則として保護者等（親権者）の所得結果を合算した額を基準とします。離婚等で保護者等（親権者）が一人の場合はその保護者等（親権者）の税額で、親権者がいない場合で未成年後見人がいる場合は未成年後見人の（成人の学生等）で学生が主として他の者の収入で生計を維持しているときには、その方の税額で所得確認を行います。また、親権者も生計維持者もいないときには、学生本人の税額で所得確認を行います。

○国立高等専門学校<sup>1</sup>の授業料は、前期・後期の年2回に分けてお支払いいただきます。また、就学支援金は、受給資格認定申請のあった月から始まり、受給事由の消滅（受給限度期間の満了、退学、転学等）した月に終了します。したがって、期の途中で退学する場合は、退学する月の翌月から就学支援金は支給されなくなるので、退学により支給されなくなる就学支援金相当額を含めて授業料を負担していただく場合があります。

《重要》

○就学支援金受給中に 以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

- ・休学・復学
- ・婚姻またはその解消等による保護者等（所得確認対象者）の変更があった場合
- ・収入の修正申告や税額の更正決定により所得に変更があった場合